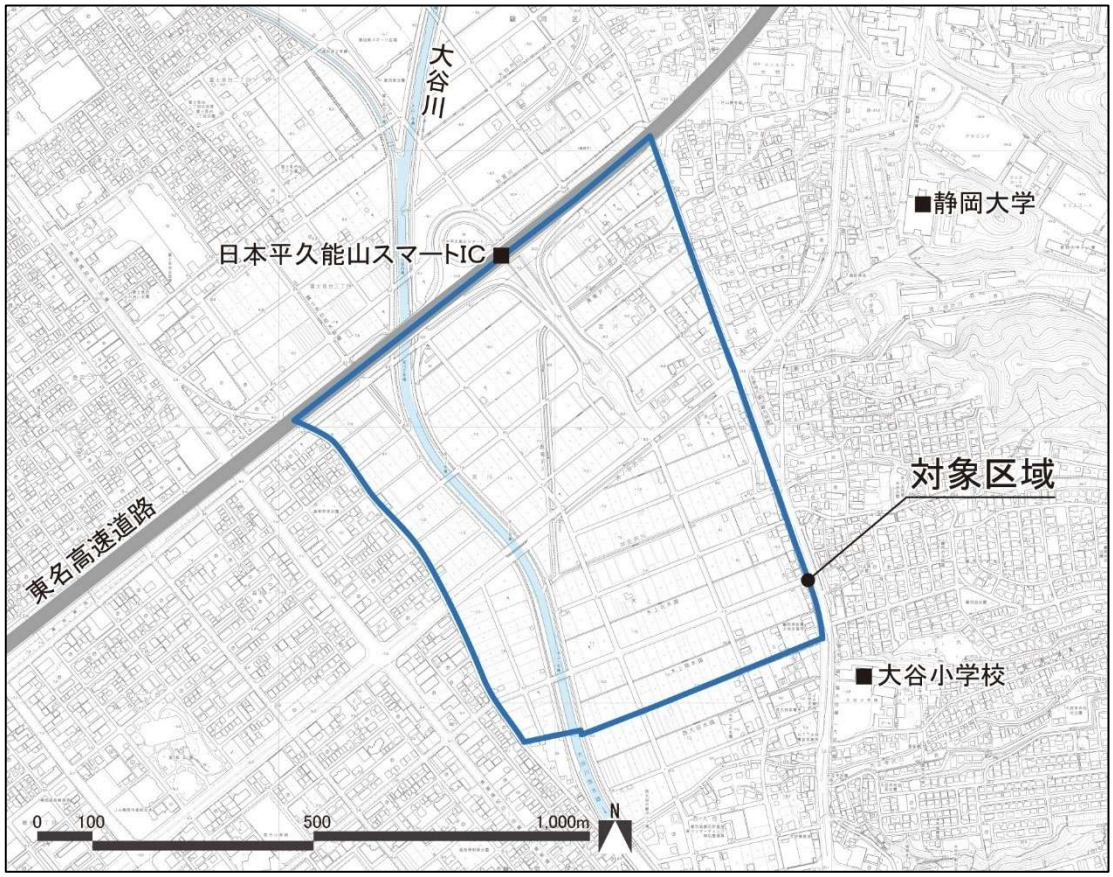
２）都市景観促進地区

⑦日本平久能山スマートIC 周辺（宮川・水上）ゾーン

対象区域

「重点地区」を除く下記の区域

・静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域（宮川・水上地区）



景観の特性・課題等

・本地区は、日本平久能山スマート IC に隣接し、静岡市内外からアクセスしやすく、産業・交流施設を中心とした多様な土地利用が進められています。地区全体として調和の取れた景観を創出し、本市の新たな玄関口として多くの人を迎え入れる空間の形成が求められます。

・日本平久能山スマート IC を活用した広域交流拠点として、単に通過するだけの場所ではなく、人々が出会い、賑わいの空間となるよう、居心地よく歩きたくなる空間の形成が求められます。

・富士山や南アルプスなどの「静岡らしさ」を象徴する山並みの眺望が得られることから、自然景観と調和した街並みの形成が求められます。

・広大な優良農地と平坦な低層住宅が調和した穏やかな環境が育まれてきたことから、新たな

土地利用の際にはこうした既存の周辺環境に配慮した景観形成が求められます。

景観形成の基本テーマ

歩きたくなる街並みと豊かな緑が融合した広域交流拠点の景観

景観形成方針（法第８条第３項）

≪建築物の方針≫

〇広域交流の玄関口にふさわしい心地よく洗練された空間の形成

建築物の高さや形態意匠は、日本平久能山スマート IC からの見え方を意識し、地区全体としての統一感を図り、市内外から訪れる人が心地よさを感じるまち並みを形成します。



日本平久能山スマート IC 入口

〇街路と一体となった歩きたくなる賑わいの景観の形成

交流機能を有する建築物は、圧迫感のない色彩を採用し、通りに面する外壁や塀･柵などが閉鎖的にならないよう配慮するとともに、オープンスペースにベンチ等のストリートファニチャーを設置するなど、人々が集うまち並みを形成します。

また、ライトアップや映像による光の演出など、先進技術を取り入れ、夜間にも人が集まり賑わいのあるまち並みを形成します。



窓際をベンチとして活用し、通りへ賑わいを波及させている店舗

〇富士山や南アルプスなどの眺望を活かした景観の形成

富士山や南アルプスなどの山と広い空への見通しに配慮し、大規模な建築物の壁面の位置や形態意匠の工夫、眺める場所にもなるオープンスペースの確保などによって、都市と緑が調和する、「静岡らしさ」を感じられる空間を創出します。



対象区域の北東に位置する富士山

＊【用語の解説】　オープンスペース　➡　P 用-1

○農地や既存集落と調和した地域性を感じる景観の形成

農業用施設、住宅の配置、規模、形態意匠について、近接する農地や既存集落と調和するよう配慮し、まとまりを感じられる景観を形成します。



対象区域に広がるまとまった農地・農業用施設

○周辺の景観と調和した外観の維持

建築物は必要な維持管理を行い、周辺の景観に調和した、素材や色彩などを維持します。

≪色彩の方針≫

建築物の色彩は、落ち着いた中高明度・低彩度の色彩を基調とし、自然景観と調和し、地区全体として統一感のあるまち並みを形成します。

交流機能を有する建築物の色彩は、周辺の建築物との調和に配慮しつつ、白系統の色を基調とし、明るく開放的なまち並みを形成します。

建築物等の規模に関わらず、使用することが望ましい色彩は 別表 13－１ とします。



白を基調として、開放的な印象を与える建築物

≪みどりの方針≫

花の咲く樹種や草花を取り入れるなど、積極的な緑化により、地区全体がうるおいを感じられる良好な緑の景観を創出します。

特に日本平久能山スマート IC に直結するメインストリート沿いにおいては、中高木の並木道による緑陰の創出と、四季折々の花の彩りを楽しみながら歩きたくなる景観を形成します。



中高木の植栽による並木道の形成

≪屋外広告物の方針≫

富士山眺望、商業施設等の集積などの地域の個性を尊重し、賑わいや風格が感じられ、快適性を兼ね備えた景観を形成するため、次の事項に配慮します。

・建築物と一体的なデザインとし、周辺のまち並みと調和した大きさとします。
・メインストリート沿いは、広告物の形態意匠を揃え、通りの一体感と賑わいを創出します。
・屋上広告物は、設置を避けることとします。
・富士山や山並みへの眺望や道路の見通しの景観に配慮し、突き出し広告や壁面広告は、低層部に設置します。
・壁面広告物の表示面積はなるべく小さくします。

・規模は抑え、隣接する広告物相互の視認性に配慮します。
・広告物を見せる対象を意識した、見やすい高さや規模を計画し、必要以上の高さや規模とならないよう効果的に掲出します。
・複数の広告物はコンパクトに集約化することとします。
・周辺のまち並みと調和した素材、色彩とします。
・できるだけ色数を少なく、かつ、原色の使用を控えます。
・光源が激しく点滅するものは使用を控えます。
・液晶やLED等を用いたデジタルサイネージ（電子広告）においては、周辺環境から逸脱した高度を控えるとともに、周辺の夜間景観との調和を図ります。
・適切な維持管理を行います。

＊【用語の解説】　彩度　➡ P用-2
明度　➡ P用-2
視認性　➡ P用-2
色相　➡ P用-2

景観形成基準（行為の制限）（法第８条第２項第２号）

届出が必要となる建築物や工作物に対する行為の制限（規制）を定めた基準

〔建築物・工作物〕（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類、土地に自立した太陽光発電設備を除く）

配慮指針		景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる		○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源*・景観資源の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。 ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出すたたずまいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・日本平久能山スマート IC からの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材 ・富士山の眺望の確保
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする		○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる	○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。 ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 ○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。 ○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。
	景観資源を保全する、引き立てる	○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。 ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する	○建築物の屋上設備や塔屋*は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。 ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。

＊【用語の解説】　自然資源 ➡ P 用-2
塔屋 ➡ P 用-2
ルーバー ➡ P 用-3

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する	**〇次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。** ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイライン*の形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 **〇商業施設では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。** ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。 **〇商業施設では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。** ・低層部の開口部はショーウインドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。
	地区特性にあった色彩・素材とする	**〇地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。** ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・外壁や外構は、自然景観や周辺と調和する落ち着いた色彩の活用に努める。交流機能を有する建築物の場合は、明るさや開放感を感じられる白系統を基調色とする。 ・建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、別表 13－２ の色彩制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に掲げる 別表 13－１ の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。 － 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積*の５分の１未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩。 － 法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合、または、地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合。 － 建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合または施設の特性上 別表 13－２ の色彩が適当でない場合で、色相 10R～５Y、彩度２以下（その他の有彩色は彩度１以下）かつ良好な景観形成に資する場合。

＊【用語の解説】　スカイライン　➡　P 用-2
見付面積　➡　P 用-2

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地域環境を活かした夜間景観を形成する	○暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。 ○周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。 ○商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。
	街角の個性を演出する	○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性*の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・商業施設の場合、ショーウインドウなどにより賑わいを演出する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感*を大切にする	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・配置や形態などの工夫により分節化を行う。 ・部材、色彩・素材などにより、視覚的な分節化を行う。 ・接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバック*させる。 ○高層の建築物とする場合は、次の各点に十分に配慮する。 ・低層部と中高層部で意匠に変化を付ける。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 ・低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。 ○外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・通りから直接見えない位置に配置する。 ・通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。 ○ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。 ○日よけテントやオーニング等は、周辺のまち並みとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。

＊【用語の解説】
誘目性　➡ P 用-2
ヒューマンなスケール感　➡ P 用-2
セットバック　➡ P 用-2

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	緑化によりうるおいを創出する	○庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。 ○接道部に植栽するなど、潤いのある沿道の景観を形成する。 ○建物の屋上や壁面などの緑化に努める。 ○日本平久能山スマート IC に直結するメインストリートへの、緑陰をもたらす中高木の植栽に努める。 ○施設の規模に応じて、空地やオープンスペースを確保するなど、歩行者の利便性の向上に努める。 ○敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。 ○敷地面積が 1,000 ㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が５％以上となるよう努める。

〔工作物（擁壁）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。 ・擁壁の前面に植栽を施す、又は法面*緑化等を組み合わせる。 ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

〔工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。 ○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

〔工作物（送電鉄塔や携帯電話等の基地局などの鉄塔類）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。

＊【用語の解説】　法面　　➡　P 用-2

〔工作物（土地に自立した太陽光発電設備）〕

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	○眺望地点*からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどを施す。 ○都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮へいなどの措置を施す。 ○道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮へいなどを施す。 ○太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にするよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。

序章
第１章
第２章
第３章
住
商
工
沿
田
自
静
清
東
草
駿
安
第４章
第５章
第６章
第７章
用語解説

＊【用語の解説】　眺望地点　➡　P 用-2

【別表 13－１：景観形成方針（望ましい色彩）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R（０YR）～4.9YR 2.6Y～５Y	８未満の場合	３以下
	８以上の場合	２以下
５YR～2.5Y	８未満の場合	５以下
	８以上の場合	３以下
上記以外の有彩色	８未満の場合	２以下
	８以上の場合	１以下
無彩色	７以上	０

◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R(0YR)～5Y	６以下	４以下
上記以外の有彩色		２以下
無彩色		０

◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	４以下
無彩色		０

【別表 13－２：景観形成基準（色彩の制限）】

◇建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R（０YR）～4.9YR 2.6Y～５Y	８未満の場合	３以下
	８以上の場合	２以下
５YR～2.5Y	８未満の場合	５以下
	８以上の場合	３以下
上記以外の有彩色	８未満の場合	２以下
	８以上の場合	１以下
無彩色	制限なし	０

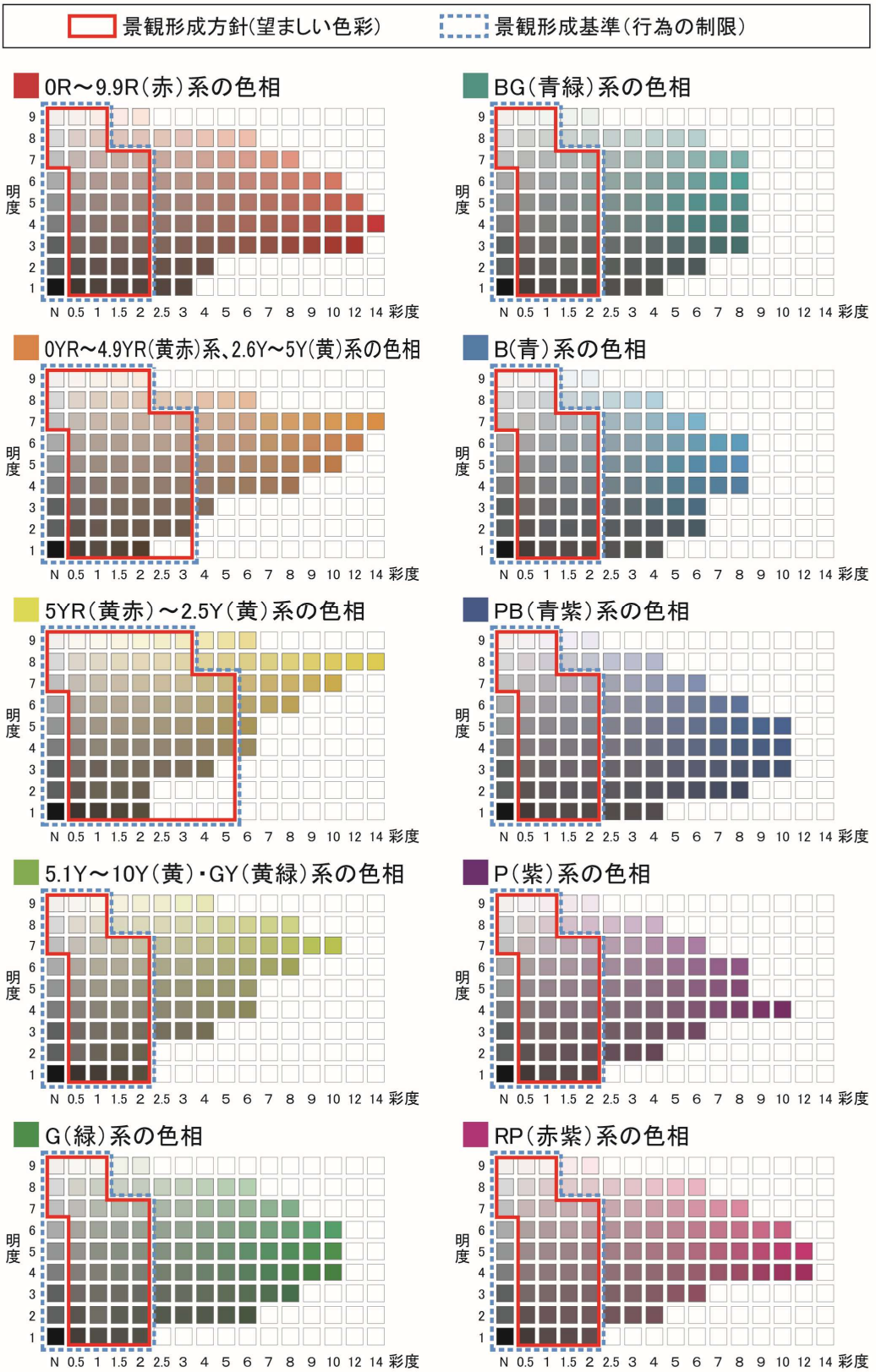
◇建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R（０YR）～５Y	７以下	４以下
上記以外の有彩色		２以下
無彩色		０

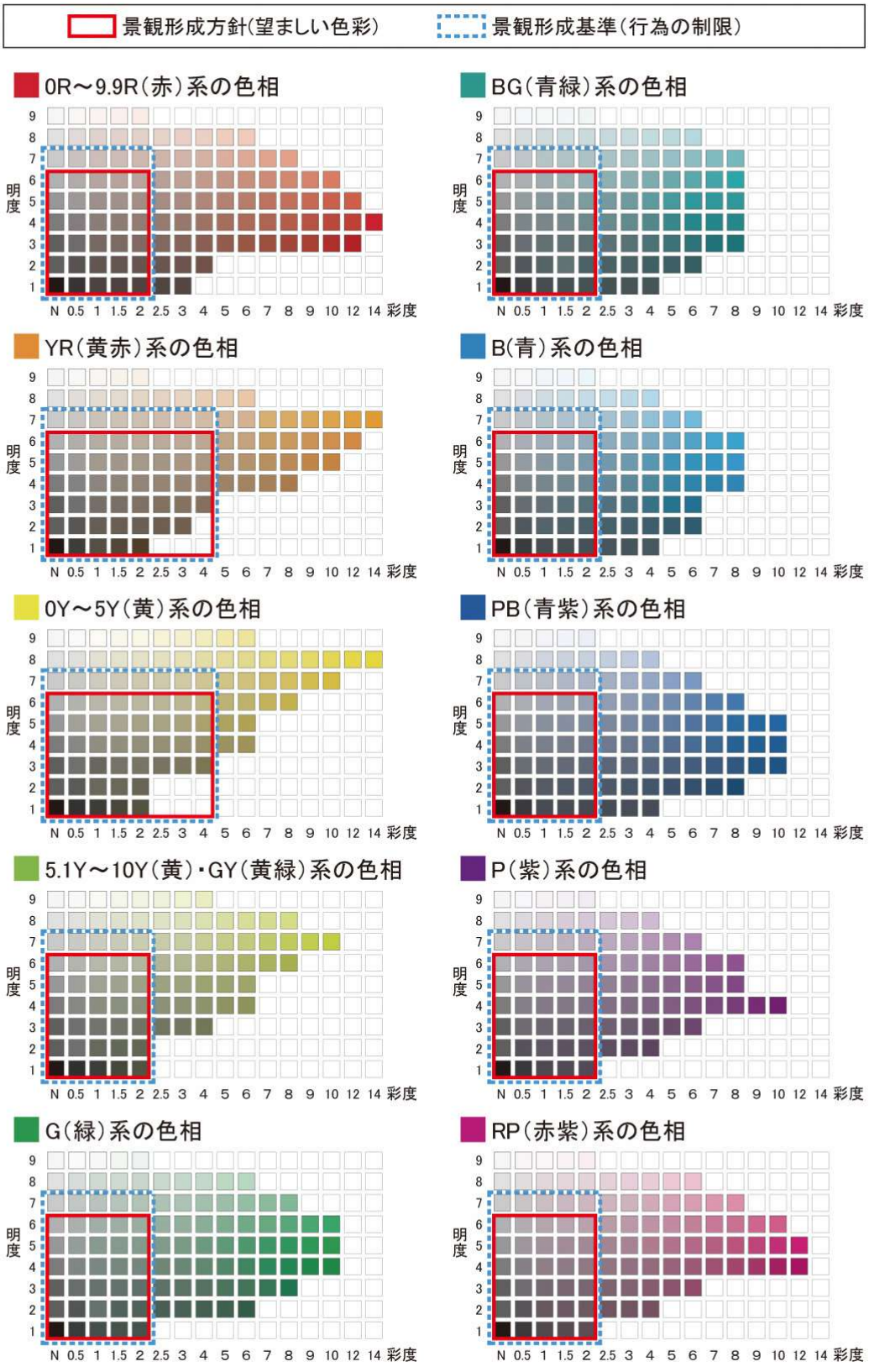
◇工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	４以下
無彩色		０

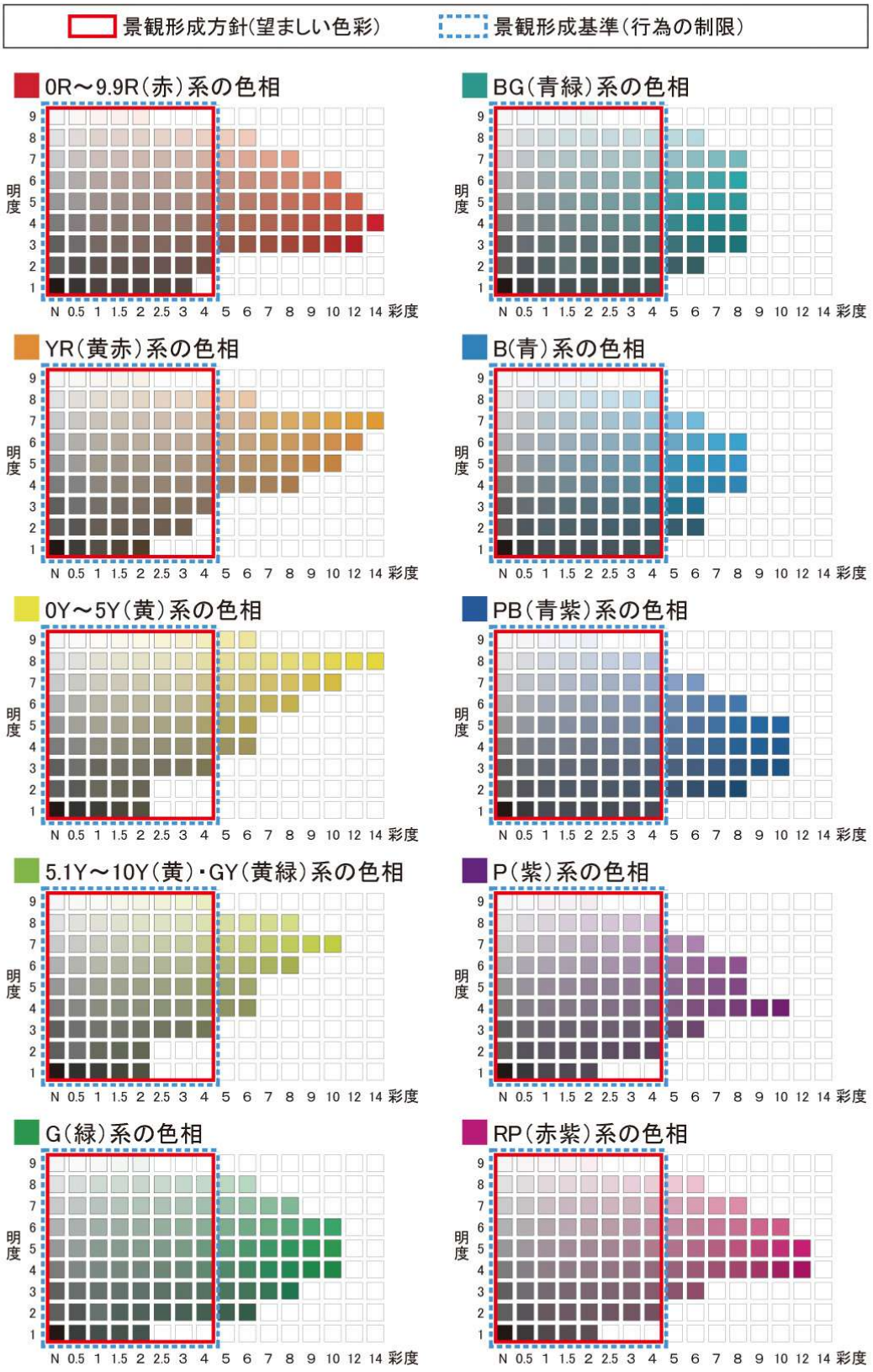
◇建築物の外壁


景観形成方針(望ましい色彩)
景観形成基準(行為の制限)
0R～9.9R(赤)系の色相
BG(青緑)系の色相
0YR～4.9YR(黄赤)系、2.6Y～5Y(黄)系の色相
B(青)系の色相
5YR(黄赤)～2.5Y(黄)系の色相
PB(青紫)系の色相
5.1Y～10Y(黄)・GY(黄緑)系の色相
P(紫)系の色相
G(緑)系の色相
RP(赤紫)系の色相
明度
N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14 彩度

◇建築物の屋根


景観形成方針(望ましい色彩)
景観形成基準(行為の制限)
0R～9.9R(赤)系の色相
BG(青緑)系の色相
YR(黄赤)系の色相
B(青)系の色相
0Y～5Y(黄)系の色相
PB(青紫)系の色相
5.1Y～10Y(黄)・GY(黄緑)系の色相
P(紫)系の色相
G(緑)系の色相
RP(赤紫)系の色相
明度
9 8 7 6 5 4 3 2 1
N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14 彩度

◇工作物の外観


景観形成方針(望ましい色彩)
景観形成基準(行為の制限)
0R～9.9R(赤)系の色相
BG(青緑)系の色相
YR(黄赤)系の色相
B(青)系の色相
0Y～5Y(黄)系の色相
PB(青紫)系の色相
5.1Y～10Y(黄)・GY(黄緑)系の色相
P(紫)系の色相
G(緑)系の色相
RP(赤紫)系の色相
明度
N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14 彩度